

訴 状

令和7年4月28日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 宮 城 朗

同 弁護士 本 間 紀 子

同 弁護士 中 川 素 充

同 弁護士 高 木 篤 夫

同 弁護士 花 垣 存 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価額 320万円

ちょう用印紙額 2万1000円

請求の趣旨

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭

支払義務を負うことを確認する。

- (1) 対象消費者が被告に対して支払った入学時諸費用から平均的損害の額を控除した金員を利得とする不当利得返還の支払義務
- (2) 上記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払義務

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、内閣総理大臣から、有効期間を令和4年8月19日（更新日）から令和7年8月22日までとして認定を受けた、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第2条10号所定の特定適格消費者団体である（甲1）。

2 被告

被告は、「エーチーム・アカデミー」（以下「本件学校」という。）という名称の俳優・歌手・声優等の芸能人を養成する学校を運営していた株式会社である。なお、被告は、後述の最高裁決定後の令和6年6月12日、商号変更を行い（甲2）、現在は、本件学校について、「アカデミー・エンターテインメント」と称している。

被告は、以前、株式会社エー・ライツ（以下「エー・ライツ」という。）、株式会社エー・プラス、株式会社エー・チームとともに、エーチーム・グループを構成しており、エーチーム・グループとして、「エーチーム・オーディション」を行っていた。なお、エーチーム・グループの中核であった株式会社エー・チームは、令和6年4月1日、新規の芸能関係業務を休止して、所属タレン

トを退所させた。しかし、被告は、その後もオーディションを中止することではなく、株式会社エー・チームを除く3社で、「NEXTACE オーディション」と称して、オーディションを継続した。

第2 不当利得返還義務

1 入学時諸費用と学則の定め

エーチーム・オーディションを受け、合格した消費者の一部は、本件学校での受講に誘導されていた。

そして、被告と受講契約を締結すると、指定日までに、入学時諸費用として38万円（消費税を含まない。）及び1か月分の月謝として3万円を支払うことになっていた。本件学校は、入学手続書類の提出並びに入学時諸費用及び1か月分の月謝の支払をもって、入学資格者の入学を許可していた。

入学時諸費用については、本件学校の「エーチーム・アカデミー学則」（以下「本件学則」という。）において、次のとおり定められている。（以下「本件不返還条項」という。別紙「学則の変遷」参照。甲3の1～5）。

(1) 令和3年3月31日まで

- ① 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」
（第17条第3項）
- ② 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）
- ③ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）

(2) 令和3年4月1日から令和6年5月31日まで

- ① 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」
（第17条第3項）
- ② 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18

条第2項)

- ③ 「オリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」(第21条第3項)

2 受講契約の締結と入学時諸費用の支払

別紙対象消費者目録記載1の対象消費者は、平成28年10月1日（特例法施行日）から令和3年3月31日（学則改訂（甲3の3）の施行日の前日）までの間に、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者は、令和2年4月1日（学則改訂（甲3の3）の施行日より就学期間の1年を超えない日）から令和6年5月31日（学則改訂（甲3の4）の施行日の前日）までの間に、被告との間で、本件学校における受講契約（以下「本件受講契約」という。）を締結し、入学時諸費用38万円を支払って、入学を許可された。

3 受講契約の解除

別紙対象消費者目録記載1の対象消費者は、令和3年3月31日（学則改訂（甲3の3）の施行日の前日）までの間にオリエンテーションが実施され、その実施日以降、1年の就学期間の修了前に、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者は、令和3年4月1日（学則改定（甲3の3）の施行日）以降オリエンテーションが実施され、その実施日から起算して8日を経過した以後、1年の就学期間の修了前に、それぞれ本件学校を退学し又は除籍処分を受け、これにより、本件受講契約が解除された。

ところが、被告は、本件不返還条項に基づき、対象消費者に対し、入学時諸費用を返還しなかった。

4 本件不返還条項の消費者契約法9条による一部無効

(1) 入学時諸費用の性質

オリエンテーション実施日（当日を含む）後ないしオリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した以後の退学等の場合に、

受講生に入学時諸費用の返金を行わない旨の本件不返還条項は、平均的損害を超えた損害賠償の額の予定又は違約金の定めであり、消費者契約法第9条第1号（令和5年6月1日施行の消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正以降は同法第9条第1項第1号）に違反する不当条項と解されるので、平均的損害の額を超える部分については無効である。

なお、入学時諸費用は、本件学校に入学しうる地位を取得するための対価とみることとはできない。なぜなら、本件学校は、修業年限や人的物的設備の充足等について法令上の規制がなく、所轄官庁の監督を受けることもないので、大学と同列に論じることとはできないし、一般に、芸能活動を行おうとする者にとって本件学校のような芸能人養成学校に入学することが必須ではなく、本件学校に入学しうる地位を維持しつつ、他の芸能人養成学校を併願するなどという事情はないからである（甲4の2 p 21～22 参照）。

(2) 平均的損害の額

消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」とは、当該事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものである。

そして、本件において、「平均的な損害の額」は、既に確定した令和5年4月18日東京高裁判決（甲4の2 p 24～34）のとおり、7万円を超えるものではない。

その内訳は以下のとおりである。

- ① カートエンターテイメントに対する業務委託費用 1万5000円
- ② 劇団トワイライトムーンに対する業務委託費用 2万円
- ③ 宣材写真撮影委託費用 2516円
- ④ 教材費 595円
- ⑤ 入学に伴う人件費 2万4556円

5 不当利得返還義務

よって、被告は、別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者に対し、入学時諸費用38万円から平均的損害7万円を控除した31万円を返還する義務を負う。

第3 訴訟要件

1 多数性

被告における入学者数は年間1500人ないし2000人であり、このうち1年間の就学期間を修了するのは全入学者の約半数であるので（甲4の1p18～19、甲5p3・p28～29）、途中で退学ないし除籍処分により本件受講契約を解除された対象消費者は年間750人ないし1000人であり、特例法施行の平成28年10月1日以降学則改定（甲3の3）の令和6年6月1日までの7年8か月では、約5750人（750人×（7+8/12）年）ないし7600人（1000人×（7+8/12）年）に上ると推計される。

そうすると、特例法が想定する多数性の要件を充たすことは明らかである。

2 共通性

対象消費者は、被告との間で、本件受講契約を締結して、入学時諸費用を支払い、別紙対象消費者目録記載1の対象消費者についてはオリエンテーション実施日（当日を含む）以後1年の就学期間の修了前に、別紙対象消費

者目録記載2の対象消費者についてはオリエンテーション実施日（当日を含む）から起算して8日を経過した以後）1年の就学期間の修了前に、それぞれ、本件学校を退学し又は除籍処分を受け、これにより、本件受講契約は解除されたという点で請求を基礎付ける事実関係がその主要部分において共通であり、基本的な法的な根拠としても、本件受講契約の解除を理由として、不当利得返還請求権が生じたという点で共通であるので、共通性を有する。

3 支配性

対象消費者の該当性については、本件学校と受講契約を締結し、就学期間の修了前に受講契約が解除された者を被告において把握していることから、簡易確定手続において書面審理により適切かつ迅速に判断し得ない事態は想定しがたい。

また、各対象消費者の損害についても、対象消費者は入学時に一律38万円の入学時諸費用を支払わされており、退学・除籍処分の際にはその返金は一切なされていないこと、対象消費者の受講契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害の額が7万円を超えるものでないことについては、高裁判決が確定しており争いがないことから、不当利得として返還すべき額について簡易確定手続において適切かつ迅速に判断し得ない事態は想定しがたく、支配性に欠けることはない。

4 小括

よって、特定適格消費者団体である原告は、本件受講契約が解除されたことを理由として、対象消費者が被告に支払った入学時諸費用のうち平均的損害の額（消費者契約法第9条）を超える金額を不当利得として返還する義務があるとの共通義務の確認訴訟を提起することができる。

第4 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第2条第2項記載事項

1 第1号の対象消費者の数の見込み

上記第3の1記載のとおり、対象消費者は、約5750人ないし7600人に上ると推計される。

2 第2号の関連する共通義務確認訴訟

原告が承知しているものはない。

第5 提訴に至る経緯

1 消費生活センターや原告への相談

消費者から、全国の消費生活センターに、被告に関する相談がこれまでに多数寄せられている。

また、原告にも、本件学校についての情報提供があった。

2 被告の返金の拒否

原告は、差止請求訴訟の最高裁決定（甲4の3）により高裁判決（甲4の2）が確定した後、被告に対して対象消費者への自主的な返金を申し入れた（甲6の1）。しかし、被告は、原告に対し、「財政面に照らしても現実的に不可能」などと主張して返金しない旨の回答をし（甲6の2）、自主的な返金を行わなかった。

第6 まとめ

よって、原告は、被告が、別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、対象消費者が被告に対して支払った入学時諸費用から平均的損害の額を控除した金員を利得とする不当利得返還の支払義務及び遅延損害金の支払義務を負うことを確認することを求める。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり

添 付 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2 | 資格証明書 | 2 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2 通 |
| 4 | 甲各号証写し | 2 通 |

学則の変遷

	平成 24 年 4 月改訂 (甲 3 の 1)	平成 30 年 12 月改訂 (甲 3 の 2)	令和 3 年 3 月改訂 (甲 3 の 3)	令和 6 年 6 月改訂以降 (甲 3 の 4・5)
施行日		平成 30 年 12 月 25 日	令和 3 年 4 月 1 日	令和 6 年 6 月 1 日
17 条 3 項	退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。			退学の際、すでに納入している入学金及び諸費用のうち、入学金は返金せず、諸費用は返還するものとする。ただし、諸費用のうち、退学申請時においてすでに実施済みの費用は除くものとする(費用の詳細は、入学手続き資料に別途定める)。なお、本項に関わらず、ファーストエデュケーション実施日(当日を含む)から起算して8日以内の退学申請については、第 21 条 4 項の定めによるものとする。
18 条 2 項	除籍処分になった者については、第 17 条の 3 を準用する。			
21 条 3 項	オリエンテーション実施日(当日を含む)以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。	オリエンテーション実施日(当日を含む)から起算して8日を経過した日以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。		ファーストエデュケーション実施日前の入学取消申請については、所定の書面提出により入学金及び諸費用を返金する。但し、入学取消事務手数料(税込み)として金 11,000 円を差し引いた金額とする。
21 条 4 項				ファーストエデュケーション実施日(当日を含む)から起算して8日以内の退学申請については、前項を適用する。但し、施設利用料を除く諸費用のうち、退学申請時点においてすでに実施済みの諸費用は返金対象から除くものとする。

(別紙)

当事者目録

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

上記代表者理事 佐々木 幸 孝

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座和田ビル3階

宮城綜合法律事務所

電 話：03-3538-1474

F A X：03-3538-1475

原告代理人弁護士 宮 城 朗

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-4 久保ビル9階

四谷の森法律事務所

電 話：03-5363-1251

F A X：03-5363-1252

原告代理人弁護士 本 間 紀 子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-17-2 第三遠藤ビル3階

オアシス法律事務所

電 話：03-5363-0138

F A X：03-5363-0139

原告代理人弁護士 中 川 素 充

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-22 第一秋山ビルディング7階
ひかり総合法律事務所

電 話：03-3597-8705

F A X：03-3597-8706

原告代理人弁護士 高 木 篤 夫

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階
東京共同法律事務所（送達場所）

電 話：03-3341-3133

F A X：03-3355-0445

原告代理人弁護士 花 垣 存 彦

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町13番15号
被告 株式会社アカデミー・エンターテイメント
上記代表者代表取締役 柿 崎 裕 治

(別紙)

対象消費者目録

- 1 平成28年10月1日から令和3年3月31日までの間に、被告との間で、
本件学校の受講契約を締結し、当該契約に基づく入学時諸費用の支払いをし、
令和3年3月31日までの間にオリエンテーションが実施され、その実施日以
降、就学期間の修了前に受講契約の解除がされた者
- 2 令和2年4月1日から令和6年5月31日までの間に、被告との間で、本件
学校の受講契約を締結し、当該契約に基づく入学時諸費用の支払いをし、令和
3年4月1日以降オリエンテーションが実施され、その実施日から起算して8
日を経過した以後、就学期間の修了前に受講契約の解除がされた者